# 訴因の特定と訴因変更の要否

-平成一三年決定と訴因の機能-

明 翔

几

1. 訴因の特定

2. 訴因変更の要否

<u>Б</u>і. おわりに

三 訴因制度の機能の分析 3. 近年の議論の傾向 2. 平成一三年決定

1. 平成一三年決定以前の学説と判例

訴因の明示と訴因変更の要否を巡る学説と判例

はじめに

2. 被告人との関係における機能

裁判所との関係における機能

はじめに

(以下、「平成一三年決定」という。)は、訴因の明示・ 最決平成一三年四月一一日刑集五五巻三号一二七頁

一九七 (一九七)

の果たすべき機能」に遡った分析的考察の必要性包含していた「不整合の感」の一部を取り除き、特定と訴因変更の要否に関して、学説・判例が理 通説・判例となっているが、裁判所との関係、被告人と象の告知・限定の機能(防御権保障機能)があることが 討の機運を高めている。訴因の機能については、裁判所かにした。同決定の影響は大きく、両論点に関して再検 整理・分析し、 それ以降の学説の動向を概観した後、訴因制度の機能を 展開とそこに包含されていた不整合感、同決定の意義と そこで本稿は、まず平成一三年決定までの学説 の関係でさらに整理・分析の余地があるように思われる。 に対する審判対象画定の機能と、被告人に対する防禦対 説と同決定の妥当性について検討を行う。 訴因の特定、 | に遡った分析的考察の必要性を明ら 訴因変更の要否に関して学 ・判例 論的 「訴 0因 15

学説と判例 一 訴因の明示と訴因変更の要否を巡る

### 1. 平成一三年決定以前の学説と判例

### (1) 訴因の特定を巡る学説と判例

刑事訴訟法(以下、法という。)二五六条三項は、起

禦権説は、防禦権保障機能が独立して要求する記載事 は、 場所等が検察官に判明している場合に、その記載が要求 判所の審判対象の画定と被告人の防禦範囲 されてきた。識別説は、 両説を分ける一つの指標として、実行行為を行っていな 事項については必ずしも明確ではないところがあるが、 があると解する。 たされる限りの記載で、 の機能を果たすと解する点では共通する。 られるとする立場とされる。両説とも訴因の記載が、 告人が防禦権を十分に行使できる程度までの記載が求め 足りるとする立場で、防禦権説は、それだけではなく被 実を他の事実から識別・区別し得る程度の記載があれ 関しては、従来、識別説と防禦権説が対立するものと解 事実を特定」することを要求する。訴因の特定の程度に れるという「表裏」の関係があると解するのに対し、防 訴状において、訴因を明示した公訴事実の記 できる限り、 被告人の共謀共同正犯の訴因において、 審判対象画定機能を重視し、審判対象画定機能が 日時、 両説とも、 場所及び方法を以て罪となるべき 訴因の防禦権保障機能も果たさ 検察官が訴追対象とした犯罪事 具体的に記載が要求される だが、 謀議の日時 0) 明示の両 載、 識別説 即ち、 裁 果

訴因の特定と訴因変更の要否(三明)

は、 だとして記載を必要とするのである。防禦権説に対して 等の記載を不要とし、 されると解するか否かがある。 載により他の犯罪事実との識別はできるので謀議 提出以後の手続で遺憾なきを期待すれば足りること等の 基準が明確でないこと、 が向けられ、学説では識別説が有力となった。 公判審理の硬直化を招くこと、防禦権保障は起訴状 防禦権説は、被告人の防禦上重要 捜査の長期化、 識別説は、 実行行為 裁判官の予 0) Í 0) 記

もある。 ように識別説が徹底されているのかに疑問が生ずる判例説に立った運用がされているといわれる。ただ後述する説に立った運用がされているといわれる。ただ後述する謀の上で」という記載が一般的に認められており、識別実務においては、共謀共同正犯の訴因において、「共実務においては、共謀共同正犯の訴因において、「共

## (2) 訴因変更の要否を巡る学説と判例

「事実」のずれが生ずる場合に訴因変更を要するが、煩 
載説が確立したことにより、裁判所の認定と訴因の間に 
審判対象論における訴因対象説、訴因論における事実記 
医変更(法三一二条一項)を経なければならないのはい 
裁判所が訴因と異なる認定するにあたって検察官の訴

刀明つ引引よしてリテーで、場合には」、訴因変更を要しないとする判例が存在した。(②) らしめることを防止するに在るから、 批判が向けられ、次第に抽象的防禦説が優勢となった。説の徹底は多くの場合に訴因変更不要の結論を招く等の 当該事案の被告人側の防禦など審理の具体的経過を考慮 質的な不利益がある場合に行われればよいとする立場 るときは、 昭和二九年には、 初期の判例は具体的防禦説に立つものとみられ、 般的・類型的に判断するのか の防禦に実質的な不利益を生ずる虞れがないものと認め 人に不当な不意打を加え、その防禦権の行使を徒労に終 又は罰条を異にした事実を認定することに因って、 二六年には既に、訴因変更は、「裁判所が勝手に、 のずれが被告人側の立証に起因することが多いため、 具体的防禦説に対しては、基準が曖昧であるとか、 して判断するか 通説となった。議論の中心はむしろ、 雑さを避ける観点から、 学説の展開は判例に支えられてきた側面もある。 公訴事実の同一性を害しない限度において、 (具体的防禦説)、それらを捨象して一 一裁判所は、 事実のずれが被告人の防禦に (抽象的防禦説)であった。 審理の経過に鑑み被告人 かかる虞れのない 防禦上の不利益 例えば、 昭和 訴因 事実 同 実

# (3) 従来の学説・判例が包含していた不整合感

が許される場合につき、リーディングケースの白山丸事で、例えば、日時・場所・方法等に幅のある訴因の記載れる識別説が徹底されているのか疑問とする余地があっれる識別説が徹底されているのか疑問とする余地があっれる識別説が徹底されているのか疑問とする余地があった。例えば、日時・場所・方法等に幅のある訴因の記載た。例えば、日時・場所・方法等に幅のある訴因の記載とさいる。例えば、日時・場所・方法等に幅のある訴別の学説と判例は、このように一応平成一三年決定以前の学説と判例は、このように一応

ことを不適法と評価したものもあるのである。(空)き起訴当時の証拠からできる限りの特定がされなかった 少なく、下級審判例には、覚せい剤自己使用の訴因に る。したがって識別説を徹底するならば、そうした他ので争点となった概括的な訴因の適法性を支えたと解され 件判決は、「これを詳らかにすることができない特殊(ミロ) 提とした。しかし、識別説の下では、 る。ところが学説においてそれらの判例の要件に異論 事実との識別を可能とする事情がある限り、「特殊事情」 続や冒頭陳述で明らかにされたことが、それぞれの事案 尿の鑑定結果に対応する直近の使用であることが冒頭手 であれば、起訴されたのが白山丸での帰国行為に対応し るかが重要なはずである。その観点からは、 所・方法等の記載でも他の犯罪事実と区別が可能といえ きできる限り特定」していることが必要であることを前 情」があることを要件の一つに掲げ、後の吉田町覚せい や「できる限り(の)特定」の有無は関係ないはずであ た出国行為であること、 吉田町覚せい剤事件であれば 概括的 白山丸事件 な日時・ 場

第二に、訴因の特定の場面では、訴因の審判対象画定

ら一部の論者はこの点に関する不整合感を指摘し、またを残したものであったといえる。平成一三年決定以前か

対象画定の見地を正面に出した訴因変更の要否の基

明して、

という側面もあるのではなかろうか。仮にそうだとすれ

従来の抽象的防禦説の基準は、

理論的に整理の

余地

示がなされた

準を定立しようとする見解もみられた。

#### 2. 平成一三年決定

(1) このような学説と判例の理論状況の中、訴因変更の要否につき、「訴因の果たすべき機能から理論的反更の要否につき、「訴因の果たすべき機能から理論的反更の要否につき、「訴因の果たすべき機能から理論的反定する訴因に対して、訴因変更を経ないまま、実行行為者が、結局、第一審は、実行行為者と特定する訴因に対して、訴因変更を経ないまま、実行行為るいはその両名」と認定した。実行行為者を被告人と特定する訴因に対して、訴因変更を経ないまま、実行行為者の択一的な認定が行われたことの適否が上訴で争われ、差別が、結局、第一審は、実行行為者を、「被告人又はAあが、結局、第一審は、実行行為者を、「被告人と特定する訴因に対して、訴因変更を経ないまま、実行行為者と特定が、法につき、「訴因の果たすべき機能から理論的反更の要否につき、「訴因の果たすべき機能から理論的反更の要否につき、「訴因の果たすべき機能から理論的反要の要否につき、「訴因変更を経ないます、」に対して、訴因変更を経ないます。

も論理的には可能である。とはいえ、従来、そのような対象画定の見地を裏側から判断していたのだという説明

機能が表裏の関係にあるとの理解を前提とすれば、

審理

いことである。確かに、審判対象画定機能と防禦権保障

審判対象の画定機能の見地が姿を見

せな

が問題とされ、

訴因変更の要否の場面では、

機能が強調され、

識別説の優位性が説かれるにも拘らず、

専ら訴因の防禦権保障機能

の具体的経過の考慮を排する抽象的防禦説は、実は審判

も容易ではないので、その見地から訴因変更が必要となを認めつつも、その明確な基準を定立することが必ずし

象画定の見地から訴因変更が必要となる場合があること

説明が正面に表れていなかったところをみると、審判対

る可能性がある場合は、

さしあたり抽象的防禦説の下、

一般的・類型的に被告人の防禦の利益を保護すべきと説

訴因変更が必要と処理するほうが便宜であった

かという点が異なるのみである。そもそも、殺人罪の共にも変わりはなく、そのうちのだれが実行行為者である結果に実質的な差異がない上、共謀をした共犯者の範囲「訴因と認定事実とを対比すると、……犯行の態様と

載された事実と比べて被告人にとってより不利益である ら、少なくとも、被告人の防禦の具体的な状況等の 要な事項であるから、 はいえないと考えられるから、訴因において実行行為者 因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものと の経過に照らし、被告人に不意打ちを与えるものではな るのが相当である。 るには、 ができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示を において実行行為者を明示するのが望ましいということ る場合等においては、 がだれであるかは、 るとはいえないものと解される。とはいえ、実行行為者 審判対象の画定という見地からは、訴因変更が必要とな が明示された場合にそれと異なる認定をするとしても、 が明示されていないからといって、それだけで直ちに訴 同 いと認められ、 前記のとおり訴因の記載として不可欠な事項では した以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をす 正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるか 原則として、訴因変更手続を要するものと解す かつ、 しかしながら、実行行為者の明示は、 般的に、被告人の防禦にとって重 判決で認定される事実が訴因に記 当該訴因の成否について争いがあ 争点の明確化などのため、 検察官 ない

ではないものと解すべきである。」ことなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法とはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経る

(2) 平成一三年決定の判示は、次のように整理し得

① 訴因に記載される事項には

る。<sup>28</sup>

- 可欠な事項があるほか、 ・ 審判対象の画定のために訴因の記載として不
- しい事項がある。 争点の明確化などのために訴因への記載が望ま とから、被告人が訴因の成否を争う場合等は、 し 一般的に被告人の防禦にとって重要であるこ
- ② 訴因変更は、
- の見地から、常に必要となる。 (a) (a)の事項が変動する場合は、審判対象の画定
- 認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人に不意打ちを与えるものではなく、iikの見地から、原則として必要だが、例外的保障の見地から、原則として必要だが、例外的

要となる。 て被告人にとってより不利益でないときは、不

ぞれの意義について敷衍する。 訴因変更の要否を判断する基準を定立した。以下、それ因の記載事項について言及し、それと結びつける形で、このように同決定は、訴因の特定の問題にも関わる訴

### (3) 訴因の記載事項

画定に不可欠な事項であることが分かる。したがって、 でれだけで直ちに訴因の記載として。そしてその変動に の特定に欠ける」事項があるとした。そしてその変動に の特定に欠ける」事項があるとした。そしてその変動に の特定に欠ける」事項があるとした。そしてその変動に の特定に欠ける」事項があるとした。そしてその変動に となることを前提としていることからすると、そこでい となることを前提としていることからすると、そこでい となることを前提としていることが分かる。 したがって、 でいることが分かる。 でいき事実 の特定に不可欠な事項」、即ち、その明示を欠けば、 に、「訴因の記載として罪となるべき事実 のでいることが分かる。 でいき事実 の特定に不可欠な事項」、即ち、その明示を欠けば、 に、「訴因の記載をしてが分かる。 のでき事実

> の議論はこの点を巡って活発化している。 の議論はこの点を巡って活発化している。 をれが具体的にどのような基準から判断されるのかは明をれが具体的にどのような基準から判断されるのかは明をれが具体的にどのような基準から判断されるのかは明までは、共同正犯の訴因における実行行為者の如何は、せず、実体審理の開始を許さないものとなると解される。かかる事項の記載を欠く訴因は、およそ審判対象を設定

他方、平成一三年決定は、「一般的に、被告人の防禦他方、平成一三年決定は、「一般的に、被告人の防禦をかかる事項の記載を不可欠とはせず、単に「望ましい」と表現したことが示唆されたといえる。さて当該事案において、かかる事項にあたるとされた共同正犯の訴因における実行行為者は、変更後の訴因で現に明示されていたわけであるから、厳密には、その記載の要否や望ましさは本件で争点とはなっていない。それにも拘らず、敢えて「望ましい」という文言が挿入されたということは、最高裁ましい」という文言が挿入されたということは、最高裁ましい」という文言が挿入されたということは、最高裁がかかる事項の記載を推奨しているといえるが、その意思がかかる事項の記載を推奨しているといえるが、その意思がかかる事項の記載を推奨しているといえるが、その意思がかかる事項の記載を推奨しているといえるが、その意思がかかる事項の記載を推奨しているといえるが、その意思がかかる事項の記載を推奨しているといえるが、その意思がある。

度に一般化すべきではないであろう。 味では傍論の側面があり、「望ましい」という文言を過

## (4) 訴因変更の要否に関する二つの基準

訴因変更の要否に関する二つの基準を定立した。 平成一三年決定は、訴因の記載事項の分析に対応して、

で、 ことは 四2・(1) で検討するように、平成一三年決定の枠組み それと異なる認定をする場合には常に訴因変更を要する 拘束力の範囲を制限し過ぎることにならないかが問題と 訴因設定権者である検察官に訴因変更を通じて、 であれば、審判対象のアイデンティティは維持できず、 がある。)。審判対象の画定に不可欠な事項が変動するの 絶対的な基準が採用された(以下、第一基準とよぶこと なりうる。 に審理の具体的な経過等の事情を考慮する余地はないの めて審判対象を画定してもらうことが必要となる。そこ 審判対象の画定に不可欠な事項については、裁判: 絶対的基準が採用されたことはもっともだといえる。 審判対象の画定に不可欠といえる事項に変動がない 審判対象の画定の見地から訴因変更が必要となる ないという前提に立っており、この点で、訴因 とはいえ、 同決定の第一基準は、 審判対象の あらた 所が  $\overline{\mathcal{O}}$ 

> から、 学説・判例よりも理論的に精緻だといえる。同決定は 専ら防禦権保障機能 要否の二つの場面において、 論的反省を迫った」という評者の前記評価は、 除く試みとも評価でき、「訴因の果たすべき機能から理 従来の学説・判例の包含していた不整合感の一つを取り くとも明示的には、訴因の審判対象画定機能に言及せず、 といえる。この点で、 画定という訴因の機能の一つから、訴因の特定と変更の たものといえる 被告人の防禦上の不利益を問題としてきた従来の (防禦対象告知・限定機能) 訴因変更の要否の場面では、 一貫した考察を行ったもの 正鵠を射 の観点 少な

基準の下で要否が判断される訴因変更は、被告人の防禦告人の防禦告人にとってより不利益でない」ことが掲げられ、第二とよぶことがある。)。例外が認められるための要件としとよぶことがある。)。例外が認められるための要件としとよぶことがある。)。例外が認められるための要件としたよぶことがある。)。例外が認められるための要件としたよぶことがある。)。例外が認められるための要件としたよぶことがある。)。例外が認められるための要件としたよぶことがある。)。例外が認められるための要件としたよぶにとってより不利益でない。 一般的に被告人の防禦上重要な事項については、他方、一般的に被告人の防禦上重要な事項については、

### 3. 近年の議論の傾向

## (1) 言葉の純粋な意味での識別説の難点

れるが、言葉識別説は、 ない。言葉通りの識別説の下で、訴因の記載として不可<sup>(3)</sup> 年決定が示した訴因変更の要否の判断枠組みとも整合し な事項の判断基準としても不十分だと指摘される。例えれば、訴因の特定はもとより、審判対象の画定に不可欠 れば、 の場合は公訴事実の同一性 実との識別に変動が生じていることになるが、その多く 欠な事項に変動が生じるといえる場合には、 されるのである。さらに言葉通りの識別説は、平成一三(36) 因の記載は通常、 定されていることになってしまう。だが、このような訴 説の下では、 事実との識別は可能である。したがって言葉通りの識 も、被害者の死亡は一回しかあり得ない以上、 法により、殺意をもってXを殺した」という訴因の記載 ば、「被告人は、不詳の日時・場所において、不詳の方 実からの識別・区別」を問題とする見解だと捉えるとす なるべき事実」を具体的に適示したとはいえないと指摘 言葉の純粋な意味で、 このような訴因の記載でも、 論者によりその具体的内容に幅があるとさ 構成要件を転写したに過ぎず、 (法三一二条一項)を欠き、 即ち、 専ら「 常に訴因は特 他の犯罪事 他の犯罪事 他の犯

基準はほぼ意味を持たないことになってしまう。者が変動するとき)。そうすると、同決定が立てた第一訴因変更自体が許されないと考えられる(例えば、被害

# (2) 特定構成要件に該当することの確信を抱かせう

い」からだと論ずる。 実)」が含まれると明示的に述べる見解が登場している。(38)確信を抱かせうるに足る具体的事実(罪となるべき事 当する事実の存在を合理的疑いを超えて確信せしめるべ 罰権発動のため、最終的には裁判所に特定構成要件に該 能とする事項のほか、「特定構成要件に該当することの すべき「罪となるべき事実」(法三三五条一項)と、求 対象を示したとはいえず、審判を開始するには値しな 求められ、その適示すらなされなければ、「およそ審判 その根拠につき、例えば、 の特定に不可欠な事項には、 となるべき事実」(法二五六条三項)は、有罪判決に示 このことを踏まえ、近時、 公訴を提起して審判手続の開始を求めるのであるか その出発点において」、 また訴因において特定すべき「罪 堀江教授は、「検察官は、 かかる具体的事実の適示が 審判対象の画定ない 他の犯罪事実との識別を可 し訴因 刑

要求される特定の程度が「同一の基準に服する」とし、要求される特定の程度が「同一の基準に服する」とし、当するか否かを判定するに足りる程度に具体的に明白にし、かくしてその各本条を適用する事実上の根拠を確認し、かくしてその各本条を適用する事実上の根拠を確認し得られるようにする」ことが求められると論じられることもある。もっとも何をもって特定構成要件に該当することの確信を抱かせうるに足る具体的事実となるかは、「ある程度は、犯罪類型(構成要件)ごと、事実の種類「ある程度は、犯罪類型(構成要件)ごと、事実の種類「ある程度は、犯罪類型(構成要件)ごと、事実の種類「ある程度は、犯罪類型(構成要件)ごと、事実の種類「ある程度は、犯罪類型(構成要件)ごと、事実の種類(項目)ごとに一般化して論じることもできようが、結局のところは、事案ごとの個別的判断にならざるをえない」といわれる。

# (3) 法二五六条三項の「できる限り」の特定

からこれに近い主張をしていたといえるが、近時主張さの下で要求されると解するものがある。防禦権説は従来らるに足る具体的事実」の記載を超えて、犯行の日時・うるに足る具体的事実」の記載を超えて、犯行の日時・近時の有力な見解には、他の犯罪事実との識別に必要

限り、 じないと解する等の点で概ね共通している。対象の画定に不可欠な事項ではなく、訴因の拘束力は生 要求していると解されることや、「特殊事情」等がな 記載が要求されると解する点、このような付加的な記載 れる前記判例と整合することを挙げる点、結論として、 対象画定の見地にも基づくことを強調する点に特徴があ れている見解は、 いわゆる「六何の原則」に従い、犯罪の主体、客体、行 「できる限り」という文言は、記載が可能ならば記載を この見解は、 法二五六条三項の訴因の特定に求められるが、審判 日時・場所・方法等の特定を要求していると解さ 日時、 場所、方法について、支障のない限り、 その根拠として、法二五六条三項 被告人の防禦権保障だけでなく、 審判 0

### 二 訴因制度の機能の分析

た公訴事実の記載、即ち、できる限り、日時、場所及びないとする(法二七一条)。起訴状には、訴因を明示し裁判所を介して遅滞なく被告人に送達されなければならて行うものとし(法二五六条一項)、起訴状の謄本が、法は、公訴提起は、検察官が起訴状を裁判所に提出し

告人とのそれぞれの関係で、 ると解されるか。 拘束力。法三七八条三号、三七九条)。このような訴因 が可能と思われる。 かであるが、 人との関係で「防御範囲の明示」の機能を持つことは確 制度は、 に関する仕組みを訴因制度と呼ぶとき、その機能には 性を害しない限度で訴因変更を請求することができる 地が認められ じられる(予断排除原則。同条六項)。訴因は変更の余 生ぜしめる虞のある書類等の添付やその内容の引用は禁 かなるものがあり、その背景にはいかなる法の関心があ る事実を認定することが許されない場合がある(訴因 方法を以て罪となるべき事実を特定することが要求され (同条一項)。裁判所は、訴因変更を経ずに、訴因と異な (法二五六条三項)、他方で、裁判官に事件につき予断を 裁判所との関係で「審判の対象の限定」、 現行法の諸規定に照らすとき、裁判所と被 (法三一二条)、検察官は公訴事実の同 白山丸事件判決が述べたように、 もう少し細かな整理・ 分析

### 1. 裁判所との関係における機能

(1) 裁判所との関係において訴因制度は、法が公正

反証が、裁判所の心証形成に十全に反映されることを担務を果たすこと、そして②それに対する被告人の反論・ 判所が受動的に判定するというものである。その背景る証拠が提出されるかどうかを、当事者の攻防から、 に心証形成をすることになる。 判所に引き継がれる「証拠先行」 保することにあると考えられる。 るという機能を持つ。上述の通り、 的審理では、 自ら争点を発見し、 予め裁判所に示されなかったり、 といえるが、そこで予定されている公判審理とは、 同条六項)。 る証拠や書類の提出を起訴状提出時点で禁じている する被告人の具体的犯行が、予め裁判所に明らかにされ 合理的疑いを容れない程度まで独力で主張・立証する義 ある関心は、 示された検察官の具体的主張につき、それを十分に支え るよう要求する一方で(法二五六条三項)、それを支え なものと予定する、 法は「主張先行・挙証後行」を求めている ①検察官が訴追者として、被告人の犯行を 職権主義から離れた現行法の訴訟構造にお 提出される証拠から積極的 裁判所の受動的 しかし、 検察官の具体的主張 事件に関する証拠が裁 の審理では、 法は、 な事実審理を実現 そのような能動 検察官の主張 その背景に 裁判 能動的 予め 所は (法 裁 F

させ、訴因変更の要否に関わる。
欠な事項に大きく関わるとともに、訴因の拘束力を生じない。この関心は後述のように、審判対象の画定に不可いて公正さの基本的要求というべき前記①②を担保でき

尊重を可能とするという機能も持つ。 めである。法は訴追裁量を検察官に与え(法二四七条)、立証の難度等を考慮した柔軟な起訴判断を可能とするた 変更の要否に関わる。 この関心は、 その趣旨は、 が、検察官の訴追意思に反する形で訴因と異なる事実を 検察官はそれに基づき訴因を構成するので、 被告人を刑事裁判に付すことを正当化する十分な根拠が 義を採用せず、裁量訴追主義を採用する(法二四八条)。 まで尊重すべきかは、 ることになる。 認定し、 官の訴追意思を反映したものとなる。したがって裁判所 ある場合にのみ訴追が行われるよう、刑事政策的観点や  $\widehat{\underline{2}}$ 被告人を有罪とすることは、右法の趣旨を害す 訴因制度は、 科刑という事件処理を社会が真に必要とし 訴因の一 後述するように検察官の訴追意思をどこ 定事項に拘束力を生じさせ、 裁判所による検察官の訴追 義的に決まるものではないが 法は、 訴因は検察 起訴法定主 意思の 訴因

- 因は、 程を不鮮明にして判決の合理性に疑いを生じさせる。訴した攻防が実現せず、また判決に到達する心証形成の過 はじめとする適切な訴訟指揮を可能とする機能も持つ。 (3) (3) 訴因制度は、裁判所に証拠等の関連性の判断を 損なう虞があり、 現行法において裁判所は、 心は訴因の特定に関わる。 心証形成を行う契機となって前記裁判所の受動的審理を とは、裁判所が当事者の主張・立証から離れた能動的 を決定しなければならない のあるものに限られるよう訴訟指揮を行い と被告人の主張・立証が、公訴事実に意味があり、 一九〇条)。関連性の乏しい証拠が裁判所に供され 関連性の判断基準を提供するものであり、 当事者が相互に不意打ちに晒され 訴訟の主宰者として、 (法二九四 条、 証拠の採否 刑訴規則 この関 検察官 るこ 関連 充実 な
- 如の理由となり得る(法三三八条四号)。これらの訴訟を可能とする機能も持つ。訴因の不特定も訴訟条件の欠条前段)、新証拠の必要な再起訴(法三三八条二号)、公三三八条三号)、二重危険(法三三七条一号、憲法三九 (4) 訴因制度は、裁判所において、二重起訴(法

り得る。とする点で概ね共通する。この関心も訴因の特定に関わめな訴追を打ち切り、刑事手続から被告人を解放しよう条件の趣旨はそれぞれ異なるが、不当ないし手続的に無

を可能とする等の機能も果たす。検察官が別訴を提起した場合における各訴訟条件の判定更を請求した場合のその可否(法三一二条一項)、また(5) 訴因制度は、裁判所において、検察官が訴因変

### 2. 被告人との関係における機能

(1) 被告人との関係では、訴因制度は、防禦対象の(1) 被告人との関係では、訴因制度は、防禦対象のに対する徹底的な反論・反証の機会を被告人に保障している。訴因制度は、防禦対象とすべき検察官の主張・立証法を予め告知し、その範囲外の事実について防禦を強いし、被告人が訴因の記載に安んじて防禦に集中することし、被告人が訴因の記載に安んじて防禦に集中することし、被告人が訴因の記載に安んじて防禦に集中することし、被告人が訴因の記載に安んじて防禦に集中することができるようにしている。このことは訴因が変更されたができるようにしている。このことは訴因が変更されたができるようにしている。このことは訴因が変更されたができるようにしている。このことは訴因が実施に、対策対象の場合に、被告人との関係では、訴因制度は、防禦対象のることにもあらわれる(法三一二条四項)。防禦対象のもの、対する徹底的という。

た。この関心も訴因の特定と変更の要否に関わる。
な告知・聴聞の権利に着目し、憲法三一条に根拠を求め体から導かれる要求と解されるが、判例は、より一般的体から導かれる要求と解されるが、判例は、より一般的告知・限定は、充実した防禦に必須なので憲法三七条全

(2) 訴因制度は、起訴後・第一回公判前の期間の防禦準備を可能にするための手掛かりを被告人に提供する告人にとって防禦準備ができる実質的に唯一の期間は、被告人にとって防禦準備ができる実質的に唯一の期間は、被告人にとって防禦準備ができる実質的に唯一の期間は、被禁備を可能にするための手掛かりを被告人に送達される。訴因を記載した起訴状の謄本が公訴提起から遅滞なく被告人に送達される。として、被告人に防禦準備の専念とその充実を可能とるとして、被告人に防禦準備の専念とその充実を可能とるとして、被告人に防禦準備の専念とその充実を可能とるとして、被告人に防禦準備の専念とその充実を可能とるとして、被告人に防禦準備の専念とその充実を可能とるという厳格な効果を認めている現行法が遡って失効するという厳格な効果を認めている現行法が遡って失効するという厳格な効果を認めている現行法を表している。

訴因変更の要否の各種論点につき検討の手掛かりが得らかる。これらを多元的に考察することで、訴因の特定とし、それぞれの背景には異なる法の関心があることが分3.以上の通り、現行法の訴因制度は種々の機能を有

れると思われる。

#### 四 検討

#### 1. 訴因の特定

(1) 特定構成要件に該当することの確信を抱かせう

解される。過失 傷罪の訴因は、 ……漫然と自車を進行させ、前車後部に衝突させ、 可欠な事項ということができる。 の受動的審理の実現に必要であり、審判対象の画定に不 が、かかる事実の記載は、裁判所との関係では、 の防禦準備の手掛かりの提供)の観点からも支えられる 訴因の防禦権保障機能(防禦対象の告知・限定、 る具体的事実 運転者に鎖骨骨折の傷害を負わせた」という過失運転致 不可欠な事項と考えられる。このことは、後述の通り 特定構成要件に該当することの確信を抱かせうるに足 (ア) 上述の分析を前提とすると、二3・(2) でみた、 過失という規範的要素は、 (罪となるべき事実)」は、訴因の特定に 審判対象の画定に不可欠な事項を欠くと 例えば、「被告人は 注意義務違反の具 公判前

的事実が訴因に記載されていなければならないのである。 (a) 構成要件につき裁判所に確信を抱かせうるといえる具体

<u>구</u>

もっとも、

訴因自体の記載だけでは、そのよう

11

かな

るのであって、そのためには、「罪となるべき事実」と

して表示可能な限り、それが認定されたとすれば、

当該

受動的審理を実現し、もって検察官が訴追者としての有

罪立証の義務を果たし、被告人の反論が裁判所の心証に

十全に反映されることを担保しようとしていると解され

述べた通り、このような審理は現行法の予定するもので

成をしなければならないことになりうる。三1.(1) で

定しながら、当事者の提出する証拠から能動的に心証形

はない。法は第一義的には、

訴因制度によって裁判が

所

0

典型とい ž

える。 為を起訴したことは明らかであり、①②の事実が立証えられる。①の事実から検察官が帰国に対応する出国 が、 は、 る。 それにも拘らず、これを適法として審理を開始できたの 年という幅のある日時を示す以外は、 る間接事実そのものであり、 時・場所・方法等ではなく、 ②の事実が具体的証拠により支えられるかどうかに焦点 証明される。 れれば、その出国行為が合理的疑いを容れない程度まで 月一三日に被告人が白山丸で中国から帰国した事実、 のである」という訴因の記載は、 けないで、 三三年六月下旬迄の間に、有効な旅券に出国 を合わせた受動的な審理を行うことが可能であったとい 同二七年四月頃まで国内にいた事実を示したからだと考 条二項の密出国の構成要件を転写したのと変わらない 証拠により証明すべき事実として、①昭和三三年七 同判決も言及したように、冒頭陳述において検察官 同事件での「被告人は、 そして、 本邦より本邦外の地域たる中国に出国したも したがって裁判所は、 ①②の事実は、 被告人の犯行の立証を支え それらを訴因に記載するこ 昭和二七年四 罪となるべき事実の 出国先を中国とし、六 検察官の主張する① 出入国管理令六〇 月頃より同 の証印を受 2

ない。このため、 (60) 体的態様を一切示し

切示すことなしに認定することはほぼでき

裁判所は、「速度遵守義務違反」

無数に存在し得る注意義務違反を想

前方不注視」等、

いう事情も認められる。(8)とは、裁判官の予断排除との関係から適切でなかったと

階七号室において、被害者に対し、その頭部等に手段不 因が被告人らの暴行以外にないとすれば、暴行の結果、 示していたものとみられる。被害者の死亡に寄与する原 基づく外傷性脳障害又は何らかの障害により死亡させ 明の暴行を加え、頭蓋冠、 単独又は甲及び乙と共謀の上、平成九年九月三〇日午後 何らかの傷害の事実が生じていたことは論理的に推論で ②少なくとも被告人らの行為以外に被害者の死亡に寄与 不可欠である」との批判もある。だが、 傷害致死罪の「基本犯の結果としての『傷害』の明示は 致死罪の訴因の記載が適法とされた。同決定に対しては よって、そのころ、同所において頭蓋冠、 八時三〇分ころ、福岡市中央区所在のビジネス旅館A二 ついても同様の考察ができる。 した原因がないことを証拠により証明すべき事実として た」という暴行態様、傷害の内容、死因が概括的な傷害 最決平成一四年七月一八日刑集五六巻六号三〇七頁に ①被告人らが被害者に暴行を加えたこととともに、 頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、 同決定は、「被告人は 本件で検察官 頭蓋底骨折に

きるので、①②が証明されれば、基本犯である傷害の事実も含めて傷害致死罪の構成要件に該当する事実は合理実も含めて傷害致死罪の構成要件に該当する事実は合理実も含めて傷害致死罪の構成要件に該当する事実は合理実も含めて傷害致死罪の構成要件に該当する事実は合理大き事実の目時・場所・方法等ではなく犯行の立証を支える間接事実であるから、それを訴因に記載することは、そして白山丸事件の場合と同様、②の事実は、罪となるでき事実の目時・場所・方法等ではなく犯行の立証を支える間接事実であるから、それを訴因に記載することは、そので、①②が証明されれば、基本犯である傷害の事をあるので、①②が証明されれば、基本犯である傷害の事

釈明、 め、 法等として表示できない間接事実に基づくものであるた でもその特定を欠くとして、 がある。これらのことが公判前整理手続、 たがって裁判所はその受動的審査に徹することができ)、 つき裁判所に確信を抱かせうる具体的な主張があり(し かつ、ミシミその主張が罪となるべき事実の日時・場所・方 に照らしてみれば、①検察官において、当該構成要件に を転写しただけのようにもみえるが、検察官の立証構造 このように、訴因の記載だけをみると、 訴因が概括的にならざるを得なかったといえる場合 冒頭陳述等で確認された場合には、 訴追を妨げる必要はない。 特定構成要件 概括的な訴因 冒頭手続での

**はげ斥団)寺官)自無が己斥後)兵売、寺に正処間に(ウ) このような理解には、二つの批判が考えられる。** 

い。したがって冒芸続であるから、古 からは支障はないといえる。(3)の特定の有無を判断しても、 が崩れるので許されない。しめて判断されるというのは、 かに、 断されるというのは不当でないかという批判である。手続の一部である冒頭陳述で明らかにされる事実から 手続は、 陳述で明らかになった検察官の立証構造を考慮して訴因 の結果得られた心証をもとに、 人側が出席し、 まず訴因の特定の有無が起訴 したがって冒頭陳述より前の手続はもとより、 実質的な実体審理に入った以降、 心証形成を目的とする手続ではなく、また被告ので許されない。しかし冒頭陳述を含め右の各 被告人側の主張も直ちに明らかにされる 事実上も心証形成がなされる虞は少な 主張先行・ 主張先行・挙証後行の 訴因の特定の有無が 後の手続、 挙証後行の観点 つまり証 特に証 拠調 拠 関係 冒頭 ら判 調 はじ ベ

等で検察官の立証構造に照らして訴因が特定に欠けてい ないかという批判が次に考えられる。 認められる限り、 ただそうなると、 と判断してよい 訴因自体は概括的でもよいことになら 、のは、 冒頭陳述をみて有罪立証 前記iiの事情が認められる場 思うに、 0) 冒頭陳述 可 能 性 が

起訴は許されない。そでいなければならず、 な限り、 載を要求し、訴因の拘束力を生じさせる必要がある。第有罪認定を許すべきでないので、右の事実の訴因への記 該事案の検察官の立証構造上、 る。それを担保するには、 点からは、 罪となるべき事実の日時・ 所に確信を抱かせるのに不可欠といえる具体的事実は に見込み起訴が行われた場合にはそれが事後的に は起訴の時点で有罪判決を期待し得る十分な根拠を有 について、裁判所は特に受動的な審理に徹すべきといえ るためには、検察官の有罪立証の要というべき右の 者として被告人の犯行を独力で立証する義務を尽くさせ しようとしていると解されることに加え、検察官に訴 るからである。 るにすぎない)。 合に限られる(その余は、 刑事裁判に伴う被告人の負担に鑑みれば、 必ず訴因に記載されなければならないと思わ 前述の通り、 第一に、 以下の三つの観点から、 そうした見込み起訴を抑止し、 起訴後の捜査をあてにした見込み 裁判所の受動的審理の実現の 法は訴因制度によりそれを実現 場所・方法等として表示可 裁判所に右の事実から離れ 訴因の補 特定構成要件につき裁 正  $\sigma$ 可否が問題とな 少なくとも当 事実 た

されるよう、訴因に記載される必要がある。でれるよう、少なくとも右の事実は起訴時点で訴因に記載さるよう、少なくとも右の事実は起訴時点で訴因に記載さるよう、少なくとも右の事実は起訴時点で訴因に記載さ

### (2) 識別説について

味での識別説を別としても、識別説には、審判対象の画的事実の記載が求められると解すると、言葉の純粋な意 案における検察官の立証構造によっては、これらの 解するとされる。だが、 成要件につき裁判所に確信を抱かせるのに不可欠な具体 せるのに不可欠な具体的事実として、 が特定されてい 定に不可欠な事項の判断基準として不十分な場合がでて 分担しない共謀共同正犯の訴因においても、 くると思われる。 述 共謀の日時・場所等や実行行為者の特定を不要と のような理解から、 特定構成要件に該当することの確信を抱か れば他の犯罪事実との識別は可能である 識別説は一般に、被告人が実行行為を 上述の理解に従えば、 検察官の立証構造上、 審判対象の画定に 実行行為等 具体的 特定構 事 項

い。しかし、スワット事件、口謀を立証しようとする場合は、 場合であれば、「?」 なるように、検察官が専ら、 不可欠な事項となる場合があると思われるのである。 場合、共謀の日時・場所や実行行為者は、 らないのではなかろうか。 場合等には、 構造上、 記載が不可欠と考えられるのではなかろうか。これらの の関係をもって被告人の共謀を立証しようとする場合は 被告人が事前の謀議に参加していたことを証明して、 した証拠が存在せず、検察官が専ら、 官がかかるメモによって共謀の事実を立証しようとする であることを示す犯行計画メモ等の証拠が存在し、 議の日時・場所等については、 なっているからである。 参加していたことを情況証拠によって証明しようとする おいて謀議があったことを前提に、被告人がその謀議に 裁判所に確信を抱かせるのに不可欠な事実と 謀議の日時・場所等も特定されなければな 記載は不可欠とはいえない。だが、 実行行為者についても同様に、 特定の実行行為者との特定 ロス疑惑銃撃事件が参考に(81) 例えば、 記載は不可欠とはいえな 特定日時・場所に 被告人が首謀者 検察官の立証 謀

もとより他の犯罪事実との混同が生じ得るような事件

では通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、識別説が強調するように、他の犯罪事実とのでは通常、

### (3) さらなる特定の要否

項の下で要求されると解すべきであろうか。 近時の見解のように、それを超えた記載が法二五六条三いうべきであるが、従来の防禦権説や二3.(3)でみたる事項」は、基本的に審判対象の画定に不可欠な事項と抱かせうるに足る具体的事実」と「他事件との識別に足以上の通り、「特定構成要件に該当することの確信を以上の通り、「特定構成要件に該当することの確信を

### ア) 防御権保障機能の観点

断を与え得る記載等は、裁判所の受動的審理を妨げるのの防禦上役立つものでも、証拠書類の添付や裁判官に予ずる限界にも留意しなければならない。例えば、被告人能を持つが、訴因制度が他の機能も併せ持つことから生三2.でみたように訴因制度は被告人の防禦権保障機

らは、 ちの危険に晒されるからである。ところで前述の通り、られ、公判前の防禦準備はままならず、公判では不意打 成要件につき裁判所に確信を抱かせるのに不可欠な事 障に資する制度は他にも、 て訴因に反映できない場合、 そのことを罪となるべき事実の日時・場所・方法等とし 記載する前述の過失運転致傷罪の訴因であれば、 記載が必須である。例えば、 可能なものは、被告人の防禦権保障機能からも訴因への で、罪となるべき事実の日時・場所・方法等として表示 察官の冒頭陳述や釈明等があることにも留意の必要があ 察官からの証明予定事実や証拠の開示 検察官の立証構造に照らせば構成要件の立証が可能だが は無数に存在し得る過失の態様全てに対する防禦を強い る。これらを前提とするとき、訴因の防禦権保障機能 <u>=</u> せるような過度の記載も望ましくない。他方、 で許されないし、 まず(1)で検討した、検察官の立証構造上、 いかなる事項の記載が要求されると解されるか。 同条の一四―一五、 無用に訴因変更の要否の問題を生じさ 証拠保全 (法一七九条)、検 同条の二〇、二九九条)、 冒頭陳述までにそれらが明 過失の態様を「漫然と」と (法三一六条の 防禦権 被告人 特定構 実 か

きには、その記載を要求するものと解されている。しかおいて、謀議の日時・場所等が検察官に判明していると 拠が被告人に開示されることを必要と解すべきである。起訴後速やかに、検察官の証明予定事実と請求予定の証 禦権保障を理由に、 判前の防禦準備の手掛 因の機能は基本的に損なわれないといえた。 らかにされる限り、 複雑化を回避する等の目的から、 犯行計画メモ等の情況証拠から、 実行行為を行っていない被告人の共謀共同正 いので、 参照)。 立証を選択することも許される を証明することなく立証することができる。 しこの点には疑問が残る。 かは必ずしも明らかでないが、前述の通り、 冒頭陳述で防禦対象が明らかになるからよいとはい さて防禦権説がそれを超えた記載をどこまで要求する の日時等をある程度把握していたとしても、 検察官がその選択をした場合にも、 訴因が概括的な場合は、具体的弊害のない 謀議の日時等の記載が要求されるべ 裁判所の受動的審理の実現とい かりを提供するという機能 前述の通り、 (刑訴規則 専ら犯行計画メモ等の 特定日時・場所の謀議 被告人の共謀は 一八九条の二 被告人の防 しかし、 犯の 防御権説は、 検察官は、 争点の 品からは、 訴 、えな 、う訴 限り、 因に 公

前の防禦準備をミスリードする虞があるし、検察官に積等を敢えて訴因に記載することは、却って被告人の公判 告人の防禦方法とは、 三一六条の二〇)。検察官に立証予定のない謀議 場合には、公判前整理手続において、主張関連証拠とし くないと思われるし、被告人がその防禦方法を選択する 等が訴因に記載されたほうが被告人の防禦上利益といえ 立証構造から決まってくるものである。これらに鑑みる た後には、 続において、 日時等にずれが生じる可能性も高く、 て謀議の る。だが、そのような防禦方法が可能で有効な場合は多 を争うという防禦方法もあり得、 きであろうか。 いることにあらわれるように 証拠とその 問題を無用に生じやすい。さらにいえば、公判前整理手 極的な立証の意思がないため、 アリバイがあることを立証して、  $\exists$ 被告人側に防禦上の主張の明示が求められ 証明力判断のための類型証拠の開 時等に関する証拠の 検察官の証明予定事実の明示、 確かに、 第一次的には検察官の当該事案の 起こり得た謀議 (法三一六条の一七)、被 証拠調べの結果、 その場合は謀議 犯行計画 開示が得られる 訴因変更の要否の のどの日 X モの 示が行われ 謀議 時にも 証明 0) 0) H É **(**法 時 力 時

るとしている。 (91) 則に従った犯行の日時等の記載が要求されるとし、共謀る捜査を尽くした結果詳らかできた限りで」、六何の原 問わずにできる限りの記載を要求するのだとすれば、 六何の原則に従った「できる限り」の記載が要求される 判対象の画定を根拠として強調し、 はり難点がある。 ただこの見解も、 できる限り」の特定の要件と整合する点で優れてい 前記判例の「特殊事情」や「(起訴当時の証拠に基づく) とする近年の見解はどうか。 予定しない場合も記載が要求されるという趣旨であれば、 るべき事実に当たる以上は、 共同正犯における共謀の事実についても、 一五六条三項の文言や、 <u>구</u> 説と同学 では二3.(3)でみた、防禦権保障のほか、 様に被告人側をミスリード 仮に謀議の日時等の立証を検察官が 検察官の立証構造(証明予定事実) 例えば、 識別説の下では説明のしにくい 堀江教授は、 右の基準で記載が要求され 確かにこの見解は、 法二五六条三項の下、 Ĺ 「通常求められ それが罪とな 無用 な訴因 一切 る。 を B 法 審

が残る。 れる。 ればならない」と論ずる。だが、検察官が捜査の結果得察官の現実の具体的嫌疑を反映したものでなければなけ 批判的な吟味に晒して厳格に審査しようとするものだと 判所に審判を求める。……検察官が……審判対象を設定 れに基づいて、 的根拠を、 時・場所・方法等のできる限りの記載が求められる実質 審判対象の設定という見地から基礎付けられるのか疑 す根拠があるかどうかにつき、検察官の主張を被告人の 審判を求めようとしている事実とは区別すべきだと思わ 罪判決を得る十分な根拠となるとして主張 起訴判断のもとにした嫌疑と、その中から、 られた具体的嫌疑に基づいて起訴を行うのは確かにせよ 象』もまた、 するのだというからには、そこで設定される『審判対 れが特定の犯罪構成要件に該当するとの嫌疑を抱き、 変更の要否の問題を生じやすいという難点があり、 に検察官の証明予定に含まれない 現行法の予定する刑事裁判が、被告人に刑罰を科 堀江教授は、 「検察官は、 (右のような) 公訴の基盤とされている検 刑罰権の発動を欲して公訴を提起し、 審判対象設定の観点から犯行の日 具体的な社会的事象が存在しそ 事実の記載を検察官 検察官が有 裁判所に さら

れる。(3)の観点から訴因に記載すべきとはいえないように思わ定の観点から訴因に記載すべきとはいえないように思わ判で予定している主張から外れた事実を、審判対象の設すれば、捜査結果から推認されるとはいえ、検察官が公すれば、捜査結果から推認されるとはいえ、検察官が公

ろう。 側をミスリー 禦準備の手掛かりを提供する機能に求められるべきであ 限られるとすべきである。 とができ、 証明予定事実は一般に被告人の防禦準備に重要というこ 官の立証構造によって決まるものだとすれば、 る実質的根拠の第一は、 方法等の「できる限り」の記載を要求すると解すべきだ 因の記載に不可欠な事項を超えて、犯行の日時・場 は検察官の く被告人に告知されるべきである。 て表示可能な限り、 ( ウ それは、検察官の証明予定事実にあらわれる範囲に 先述の通り被告人の防禦方法は、 こうした点に鑑みると、法二五六条三項は、 罪となるべき事実の日時・ 証明予定事実の範囲に限られるので、 検察官に過度の負担が生じたり、 したり、 訴因に記載して公訴提起から遅滞な 訴因制度の被告人の公判前 無用な訴因変更が頻発する問題 法がそのような記載を要求す 記載が要求されるの 場所・方法等とし 第一次的に検察 検察官の 捜査の緻 被告人 の防 所 訴

> 断が容易になることや、 所による関連性、 定に不可欠な事項にはならない。 ること等も根拠と考える余地がある。 誤って不十分な記載がされる虞があるので、 審判対象の画定に不可欠な事項の記載だけを要求すると 密化を招くこともない。 旨に基づいて記載された付加的な事項は、 足る具体的事実」については一般的な基準がないため、 各種訴訟条件、 また裁判所との関係でも、 「裁判所に確信を抱かせうるに 訴因変更の要否等の判 無論、 それを避け こうした趣 裁判

#### 2. 訴因変更の要否

1

審判対象画定の見地からの訴因

変更の要否

か、 とを前提としてい 要となるのは、その第一基準の場合、 審判対象を限定する処分ができないかは、 力の範囲 訴因の記載に不可欠な事項が変動する場合に限られるこ の判断枠組みは、審判対象画定の見地から訴因変更が必 さて前述した通り、平成一三年決定の訴因 検察官が [を制限しすぎている嫌いがない 「訴因の特定に不可欠な範囲……を越えて、 る。この点については、 即ち、 いではない」と、「訴因の拘束 議 「訴因 同見地 論 変更の要否 一の余地 から

に、審判対象画定の見地から訴因変更を要する場合はなに、審判対象画定の見地から訴因変更を要する場合以外度の訴因記載が消極化してしまう虞との衡量に基づくと官の訴因記載が消極化してしまう虞との衡量に基づくといると解することができる」として、平成一三年決していると解することができる」として、平成一三年決下の立場を正当化し得るとするが、第一基準の場合以外での立場を正当化し得るとするが、第一基準の場合以外での立場を正当化し得るとするが、第一基準の場合以外での立場を正当化し得るとするが、第一基準の場合以外に、審判対象画定の見地から訴因変更を要する場合はない。 「答案」と指摘されることもある。そうした論者も、ある問題」と指摘されることもある。そうした論者も、ある問題」と指摘されることもある。そうした論者も、ある問題」と指摘されることもある。そうした論者も、ある問題」と指摘されることもある。そうした論者も、ある問題」と指摘されることもある。そうした論者も、ある問題」と指摘されることもある。

いだろうか。

判所の受動的審理の実現と、検察官の訴追意思の尊重 がある。 かかる事実から離れて有罪認定を行うことを封ずる必要 いえる事項については、 官の立証構造上、裁判所に確信を抱かせるのに不可欠と 訴追者としての有罪立証の義務を果たさせるため、 観点である。前者の観点からは、前述の通り、 象画定の見地からみた訴因変更の要否に関わるのは、 三1.でみた訴因制度の機能から検討すると、審判対 .の記載として不可欠な事項」に含まれると解する もっとも、 かかる事項を平成一三年決定のいう 訴因の拘束力を認め、 検察官に 裁判 検察 所が 裁  $\overline{\mathcal{O}}$ 

> ない。 限り、 を認めるべき場合があるかである。この点に関しては (9) の訴追意思の尊重という観点から、さらに訴因の の問題を取り上げたい 11 わゆる縮小認定と、 問題は、 この観点からは、 かかる事項にあたらない事項で、 同 同決定の判断枠組みに問題は 構成要件内の結果の拡大認定 )拘束力 検察官 少

認定については、早くから訴因変更が不要とされてきた。 (®) 傷害致死罪の訴因に対して傷害を認定するような縮小 る。但し縮小認定でも、縮小事実であれば起訴猶予とし宮の訴追意思の尊重の観点からも訴因変更は不要といえ ではない」から、裁判所の受動的審理の実現の観点から主張の枠外にある別個固有の事実を積極的に認定するの 異なる構成要件の変動を伴う場合は、 の推定は働 変更が不要といえる。 た可能性が高いといえるような、 事実には検察官の訴追意思が及ぶと通常推定でき、 は訴因変更は不要であるし、当初の訴因から縮小された 事実に対して一部消極の判断をするのであり、 右の二つの観点から検討しても、縮小認定は通常、 かず、 裁判所は訴因変更なく縮小事実を認定 縮小認定は、「当初の検察官主張 罪質や法定刑が大幅に 検察官の訴追意思 検察官

論を用いれば、平成一三年決定の判断枠組みの下でも反要件の変動を伴うので、いわゆる黙示の予備的訴因の理 できないと解する余地がある。 映できると思われる。 変更を要すると説明できるからである。 審判対象の画定に不可欠な事項に変動が生ずるので訴因 変更不要だが、そうでない場合は、 の見地から訴因変更が必要といえるが、 定される場合は、黙示の予備的訴因が存在するので訴因 縮小事実に検察官の訴追意思が推 いわゆる黙示の予備的訴 この場合、 構成要件要素という 縮小認定は構成 審判対 象 の理 画 定

定する場合を検討したい。この例の場合、加療一か月の傷害の訴因に対して、加療 度まで独力で立証する義務を果たしているので、 件の認定に不可欠な事項については受動的審理が 検察官の訴追意思を尊重しなくてよいと解すれば、 追意思をどこまで尊重すべきと解するかで決まる。 重の観点から訴因変更が不要といえるかは、 点からは訴因変更は不要であろう。 ており、 起訴した以上、 同 構成要件内の結果の拡大認定はどうか。 検察官はそれらにつき合理的疑いを容れ 同一構成要件内の結果の具体的程度まで 加療一 検察官の訴追意思尊 年の傷害を認 傷害の構成要 検察官の訴 ここでは、 この ない程 実現 訴因 旦 観 Ū

> いと思われるからである。動は、訴因の記載として不可欠な事項の変動とはいえな の訴追意思を尊重すべきだと解すれば、訴因変更を処分した縮小訴因で訴追する権限がある以上、 変更は不要であり、 加療期間のような同 ということになろう。縮小認定の場合と異なり、 する平成一三年決定の判断枠組みは、 となる。 から訴因変更が必要となるのは、 後者の立場からすると、 それに対して、 一構成要件の結果の具体的程度の変 審判対象の 第一基準の場合のみと 検察官に一罪 修正の必要がある 訴因変更は必要 画定の見地 検察官 傷害の が 一 部

# (2) 被告人の防禦権保障の見地からの訴因変更の要

ては、 審理の具体的経過に照らして、 基準に基づく訴因変更と訴因固有の機能との 益でないときは、 意打ちにならず、 が生ずる場合も原則として訴因変更を要し、 平成一三年決定は、 の理解は、 評者の間で大きく二通りの理解が存在している。 かつ、 訴因変更を要しないとした。この第二 (18) 次のようなものである。 ii 認定事実が被告人により不利 般的に防禦上重要な事項に変動 少なくとも①被告人の不 即ち、 例外的に、 関係につい 訴因の

余地もないわけではないということになる。 例とで訴因変更が必要な範囲に変わりはない

と説明する

から検討していたとする前述の解釈に立てば、

(訴因固

審判対象画定の見地からの訴因変更の要否を裏側

したがって、

従来の抽象的防禦

有の機能に基づくものに関する限り)同決定と従来の判

要否に関しては、審理の具体的経過を捨象した基準が堅

訴因固有の機能に基づく訴因変更の

また

防禦

持されているといえる。

この理解の下では、

の利益に相当に「手厚い配慮」をしたことになる。更という措置を「原則として」必要としたことは、

過を考慮することはむしろ当然であり、

同決定が訴因変

続一

という理解である。この理解によれば、審理の具体的経置)を、訴因変更の手続を借りて行っているに過ぎない

訴因固

有の機能は尽くされている。

審判対象の画定に不可欠な事項が記載されている限

は審判対象画定機能と表裏の関係に

あ

ŋ

り

は

防禦権保障機能

更が必要になるときがあるといっても、

な事項が訴因に記載された場合は、

その変動時に訴因変

それは、

訴

因固

あくまで手

化措

般的に防禦上重要

有の防禦権保障機能に基づくものではなく、

である。この理解の下では、平成一三年決定は、なるのは、訴因固有の機能に基づくものだと解す とになる。
じはいる。
とになる。 理 せよ、 うることになる。 判断を先行させ、 それぞれに基づく基準を用意し、 更の要否に関し、審判対象画定機能と防禦権保障機能 の訴因固有の機能 る以上、被告人の防禦範囲の て訴因変更を不要とする余地を認めた点で、 あるから、 の要否の基準はいずれも訴因固有の機能に基づくもので しつつ補充的に具体的防禦説の観点を取り入れたと解し 上 重要な事項は、 第二の理解 (当事者の攻防) は進められることになる。そうであ いったん訴因に記載されれば、それに基づいて審 例外的とはいえ、 訴因固有の機能に基づくものだと解する理解 は、 後者の判断には抽象的防禦説を基調と その理解の下では、 訴因の特定に不可欠な事項ではな が働き、 次のようなものである。 その変動に訴因変更が必要と 明示・限定というもう一つ 審理の具体的経緯を考慮し 例外を持たない 同決定の訴因変更 般的に防 抽象的防禦 訴因 前 11

上重要な事項が変動するときに、被告人の防禦権保障の二つの理解の違いは、訴因に記載された一般的に防禦

法は、 くものと捉えるか否かの違いである。三で検討した訴因観点から求められる訴因変更を、訴因固有の機能に基づ 限りで足りるといえたとしても、 審判対象画定の見地から決まり、 第一の理解が前提とするように、仮に訴因の記載事項が 異なる認定から生ずる不意打ちの危険は全て、本来的に、 らに照らすと、審判対象の変動を伴わない限り、 請求権を明文で保障している(法三一二条四項)。これ の記載に安んじた防禦を可能とする機能があると解され、 われた結果、訴因と異なる認定が被告人に不意打ちとな 制度の機能に照らすと、 るといってよい と思われる。前述の通り、 る場合に、訴因の機能が害されないといえるかは別問題 般的な争点顕在化措置で対処することが予定されてい 訴因が変更された場合の被告人の公判手続停止の かは疑問が残る。 第二の理解が妥当と思われる。 訴因制度には、被告人の訴因 それを超える記載が行 防禦対象の告知もその 訴因と

に千差万別である。一般的に防御上重要な事項であってと思われるが、被告人側の防禦の仕方は事件ごとにまさ点から訴因変更が必要となる場合があると解するべきだ点をで訴因固有の機能に基づき、専ら防禦権保障の観

変更を不要としたということである。なお第二の呷つ認定事実が被告人により不利でない場合に限り、 Ę ではないので、第一の理解よりも、 下では、争点顕在化措置の代用が問題となっているわ 推定し、それを破るような具体的な審理経過があり、 防禦上重要な事項の変動は、 基準は、被告人の防禦権保障の観点から訴因変更が必要 景とすると、 ち入って事案ごとに判断せざるを得ない。このことを背 訴因変更が必要というためには、 に安んじた防禦を害するとはいえず、この観点から真に 不要となる場合は狭く解される傾向 護策として採用されたものと解しうる。即ち、一 な場合に、それが誤って見過ごされることがないよう保 として」訴因変更を要するとした平成一三年決定の第二 訴因と異なる事実の認定が常に被告人の訴因 一般的に防御上重要な事項の変動に 被告人に不意打ちになると 審理の具体的経過に立 こがあると思われる。
例外的に訴因変更が なお第二の理解 般的に の記載 訴因

#### 五 おわりに

更の要否に関し、訴因の機能に遡った分析的考察の重要以上本稿は、平成一三年決定は、訴因の特定と訴因変

訴因の特定と訴因変更の要否(三明)

二五六条三項により要求される記載事項の内容、 準の妥当性について検討を行った。本稿では、審判対象 の判断枠組みに関しては残された課題も多い。特に審判 因変更の性格について検討することになったが、同決定 の画定に不可欠な記載事項の内容、それを超えて法 それをもとに近年の学説と同決定の訴因変更の要否の基 法の諸規定に照らしてさらに整理・分析することを試み、 事項」の類型化等は急務だと思われる。 同決定にいう「一般的に、被告人の防御にとって重要な 対象の画定に不可欠な事項のより具体的・実証的検討、 拡大認定の処理、被告人の防禦権保障の見地に基づく訴 れてきた審判対象画定機能と防禦対象明示機能を、現行 さを示したものと理解した上で、従来、 一三年決定の下での縮小認定と同一構成要件内の結果の 訴因の機能とさ 平成

には訴因の補正や訂正、訴因変更の必要が疑われる場合(法三一六条の一三以下)、訴因の特定に疑いがある場合れる。同手続で争点と証拠の整理が行われることにより争点として争われることは以前よりも減少すると考えら運用されることにより、訴因の特定、訴因変更の要否が返お平成一六年に導入された公判前整理手続が堅実に

更の要否が争点となることは依然としてあり得る。 理手続を経ても、 明確化し、修正の余地等を究明することは、 場合は、平成一三年決定の判断枠組みの適用が問題とな このことが徹底されるであろう)。とはいえ、 課題といえよう。 るのであり、 の想定とは異なる事実が浮かび上がるなどして、訴因変 行われると考えられるからである には訴因変更や予備的訴因の追加等が早期かつ予防的 同決定の枠組みを訴因の機能に遡って一層 証拠調べ、特に証人尋問の結果、事前 (裁判員裁判では特に 依然重要な 公判前 その

- 五八五頁、五九四頁。『三井誠先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、二〇一二年)『三井誠先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、二〇一二年)(1) 堀江慎司「訴因変更の要否について」井上正仁ら編
- 二五六号二八頁、二九頁 (二○○二年)。(2) 大澤裕「訴因の機能と訴因変更の要否」法学教室
- 三三七頁、大澤裕=植村立郎「共同正犯の訴因と訴因変木茂嗣先生古稀祝賀論文集(下)』(成文堂、二〇〇七年)加藤克佳「訴因変更の要否と判例法理」三井誠ら編『鈴を加えた論稿は多数に上る。例えば、大澤・前掲注(2)、(3) 平成一三年決定を受けて訴因に関する諸論点に検討

準―平成一三年判例との関係において―」法曹時報六三 更の要否」法学教室三二四号八〇頁 (二〇〇七年)、 する最高裁判例の新基準について:過失犯におけるそれ 浅田和茂ら編『福井厚先生古稀祝賀論文集』(法律文化社 高田昭正「訴因変更の要否」井上正仁ら編『三井誠先生 三八八頁 (二〇一一年)、堀江・前掲注(1)、辻本典央 御権保障の視点から―」立命館法学三三九・三四○号 の特定の再検討―憲法レベルおよび刑訴法レベルでの防 巻四号一頁 (二〇一一年)、久岡康成「訴因の機能と訴因 因の特定に関する一考察」名城ロースクール・レビュー 本法学七六巻二号五一五頁 (二〇一〇年)、伊藤博路 因の研究二)―」刑事法ジャーナル八号六三頁 争点顕在化措置の要否―『刑事訴因事実論 法学七号一〇九頁(二〇〇七年)、松田章②「訴因変更と (二〇〇七年)、松田章① 敏裕「訴因の機能」刑事法ジャーナル六号一二〇頁 を中心に」判例タイムズ一三八五号六八頁(二〇一三年) 古稀祝賀論文集』(有斐閣、二〇一二年)五五五頁、木谷 一八号一頁(二〇一〇年)、小林充「訴因変更の要否の基 二〇一三年)二五九頁、石井一正「訴因変更の要否に関 (二〇〇七年)、関正晴「訴因制度と被告人の防御権」日 「訴因変更の必要性」研修七七四号三頁 (二○一二年)、 『刑事訴因事実論』の端緒 訴因変更の要否に関する平成一三年判例への疑問」 「訴因の特定と訴因変更の要否 (訴因の研究一)―」慶應 一の試み Ш

等を参照。

- (有斐閣、一九九六年)一八六頁等。 一六三三頁(白山丸事件)、田宮裕『刑事訴訟法(新版)』(4) 最判昭和三七年一一月二八日刑集一六巻一一号
- 年)一六四頁。 (5) 例えば、三井誠『刑事手続法Ⅱ』(有斐閣、二○○三
- 三○頁。 事公判の諸問題』(判例タイムズ社、一九八九年)二七頁、事公判の諸問題』(判例タイムズ社、一九八九年)二七頁(6) 小林充「共謀と訴因」大阪刑事実務研究会編著『刑
- ない」としている。 共謀共同正犯における『罪となるべき事実』にほかなら一七一八頁(練馬事件)は、「『共謀』または『謀議』は、(7) なお最判昭和三三年五月二八日刑集一二巻八号
- 一九九九年)一七五頁。 (8) 例えば、松尾浩也『刑事訴訟法(上)』(弘文堂:
- 二〇〇九年)五一五頁。(9) 松尾浩也監『条解刑事訴訟法(第四版)』(弘文堂:
- (1) 田宮·前掲注(4)一八六頁以下参照
- (11) 小泉祐康「訴因の変更」熊谷弘ら編『公判法大系Ⅱ』
- (日本評論社、一九七五年)二五一頁、二五七頁等。
- (13) 最判昭和二九年一月二一日刑集八巻一号七一頁。(12) 最判昭和二六年六月一五日刑集五巻七号一二七七頁。
- 最判昭和四一年七月二六日刑集二○巻六号七一一頁も参(4) 最判昭和三六年六月一三日刑集一五巻六号九六一頁。

黑

- 15) 例えば、小泉・前掲注(11)二五八頁。
- 百選(第五版))八六頁、八七頁(一九八六年)参照。井一正「判批」別冊ジュリスト八九号(刑事訴訟法判例(16) 最決昭和五五年三月四日刑集三四巻三号八九頁。石
- (二〇〇九年)。 因の明示・特定について」研修七三七号三頁、五頁 因の明示・特定について」研修七三七号三頁、五頁17) 川出・前掲注(3)一二二―一二三頁、堀江慎司「訴
- 一六三三頁(白山丸事件)。(18) 最判昭和三七年一一月二八日刑集一六巻一一号
- (吉田町覚せい剤事件)。(19) 最決昭和五六年四月二五日刑集三五巻三号一一六頁
- 以下参照。

  以下参照。

  以下参照。

  の特定─裁判の立場から」三井誠ら編『新刑事夫「訴因の特定─裁判の立場から」三井誠ら編『新刑事法「訴因の特定─裁判の立場から」三井誠ら編『新刑事(法曹会、一九六三年)二三九頁、二三四頁以下、中川隆(法曹会、一九六三年)二三九頁、二三四頁以下、中川隆(法曹会、一九六三年)二三九頁、二三四頁以下、中川隆(法曹会、一九六三年)二三九三次。
- | 教室二九九号七四頁、七六頁(二〇〇五年)を参照。(21)|| 但し、酒巻匡「公訴の提起・追行と訴因(二)」法学
- (22) 東京高判平成六年八月二日高刑集四七巻二号二八二
- 23) 例えば、大澤・前掲注(2)三○頁、酒巻匡「公訴の

一二七頁(二〇〇五年)等を参照。提起・追行と訴因(三)」法学教室三〇〇号一二一頁:

- (24) 大澤=植村・前掲注(3)九八頁。
- (刑事訴訟法判例百選(第七版))一〇〇頁、一〇一頁(25) 例えば、大谷直人「判批」別冊ジュリスト一四八号

(一九九八年)。

- (第六版)) 八六頁、八九頁(一九九二年)を参照。「判批」別冊ジュリスト一一九号(刑事訴訟法判例百選訟法の構造』(信山社、二〇〇五年)三〇三頁、岩瀬徹2) 特に松尾・前掲注(8)二六二頁、香城敏麿『刑事訴
- (27) 大澤・前掲注(2)二九頁。
- (28) 石井·前掲注(3)七〇頁参照。
- 更が不要な例外的な場合にあたると結論している。 でとするAの証言につき、自己の責任を被告人に転嫁するものだと主張するなどし、かつ、※認定される事実も、だとするAの証言につき、自己の責任を被告人に転嫁す 共謀と実行行為への関与を否定し、被告人を実行行為者の。 本件では、※第一審公判において、被告人がAとの
- 頁、一〇三頁(二〇〇五年)参照。ジュリスト一七四号(刑事訴訟法判例百選第八版)一〇二(30) 堀江・前掲注(1)五九四頁、井上弘通「判批」別冊
- 頁(二〇〇四年)、加藤・前掲注(3)三五二頁は、防禦権(3))池田修「判解」法曹時報五六巻七号二三七頁、二四九

別説に立脚するものとみる。の明示が必要になるはずだとして、平成一三年決定は識説に従えば、択一的な方法を用いるなどして実行行為者

- 32) 池田·前掲注(31)二四九頁。
- まで読み込むのは適切でないであろう。いといえても法的に要求されることはないといった意味審判対象の画定に不可欠といえない限り、記載が望まし告人が訴因の成否を争う限り常に明示が望ましいとか、(3) 例えば、共同正犯の訴因における実行行為者は、被
- (35) 近年、純粋な言葉の意味における識別説の不十分さ二七八頁(二〇一三年)、石井・前掲注(3)七一頁以下。(34) 岩崎邦生「判解」法曹時報六五巻九号二六一頁、

を指摘する見解は多い。例えば、井上和治「判批」ジュ

- 一八日刑集五六巻六号三○七頁等参照。 ているとする立場は取っていない。最決平成一四年七月が明示されていることをもって、当然に訴因が特定され(36) 判例も、傷害致死罪の訴因において、特定の被害者

- (37) 堀江·前掲注(1)六〇五頁注三六参照。
- 頁、三六三頁(二○○五年)。
  (38) 堀江・前掲注(17)六─一○頁。川出・前掲注(3) 七頁も同旨。もっとも識別説の論者の多くも
  このことを前提としている。例えば、香城・前掲注(2)
  こハ六頁、平木正洋「判解」法曹時報五七巻五号三五五
  こハ六頁、平木正洋「判解」法曹時報五七巻五号三五五
  こハ六頁、平木正洋「判解」法曹時報五七巻五号三五五
  にハ六頁、平木正洋「判解」法曹時報五七巻五号三五五
  にハ六頁、平木正洋「判解」法曹時報五七巻五号三五五
  三八六頁、平木正洋「判解」法曹時報五七巻五号三五五

いる。

「四次な事項にはあたらないと解する余地について論じて可欠な事項にはあたらないと解する余地について論じての特定に不可欠と解するが、それが審判対象の画定に不頁、一五頁(二〇一四年)は、かかる事実の記載は訴因頁、一出敏裕「訴因の構造と機能」法曹時報六六巻一号一川出敏裕「訴因の構造と機能」法曹時報六六巻一号一

- 一七七頁参照。一七七頁参照。一七百多照。井上・前掲注(35)
- (40) 川出・前掲注(3)一二四頁。また川出・前掲注(38)
- (41) 井上・前掲注(35)一七七頁。
- 42) 最決昭和二四年二月一〇日刑集三巻二号一五五頁。
- |掲注(38)||四頁参照。|| |掲注(38)||四頁参照。|| |五八八||五八九頁。また川出・前

- 松田①・前掲注(3)一二三頁以下、一六二頁以下を参照。象画定に必要な事項」と捉え、訴因の拘束力を認める。9、但し松田検事は、こうした付加的な記載も「審判対45)
- 17) 屋美東佯『刑事訴訟における自由と正義』(有斐閣、律学の争点シリーズ六)』(有斐閣、二〇〇二年)一一四頁。の意義」松尾浩也ら編『刑事訴訟法の争点(第三版)(法村・前掲注(3)八七頁(大澤発言)、佐藤文哉「訴因制度46) 裁判所の公平性の確保を強調する見解に、大澤=植
- 一九九四年)二四三―二四四頁、二五〇頁。(47) 渥美東洋『刑事訴訟における自由と正義』(有斐閣、
- 二七一―二七二頁。 東洋『全訂刑事訴訟法(第二版)』(有斐閣、二〇〇九年)解が多いが、弾劾主義の要求だとする見解もある。渥美(48) これを当事者主義や適正手続の要請と位置づける見
- 一九二頁以下。 隆幸『刑事訴訟法の理論的展開』(信山社、二〇一〇年) える見解として、渥美・前掲注(48)二六四頁以下、椎橋(49) 本文で述べた内容を当事者・論争主義の核心だと捉
- 頁以下、渥美・前掲注(4)二六三頁。 50) 田宮・前掲注(4)一八六頁、香城・前掲注(2)二九○
- 一六九頁以下参照。(5) 渥美・前掲注(4)二四九頁以下。田宮・前掲注(4)
- などを決定するうえで、『標準』を与えるという重要な機……の存否や、『証拠の関連性』の有無、『評決の単位』52) 高田・前掲注(3)五五九頁は、「訴因は、『訴訟条件』

能も果たす」とし、これを訴因の識別機能と呼ぶ。

- (53) 渥美·前揭注(48)三八九頁。
- 五頁(一九七四年)。 (54) 渥美東洋「訴因と審理モデル」研修三一〇号三頁、
- (55) 憲法三七条。渥美·前揭注(48)二六七頁
- う。の過度の負担それ自体の回避も重要な狙いの一つであろの過度の負担それ自体の回避も重要な狙いの一つであろ御範囲が限定されない場合に被告人が強いられる防禦上一七九頁以下、渥美・前掲注(4))一九二頁、三井・前掲注(5)(56) 椎橋・前掲注(49)一九二頁、三井・前掲注(5)
- 掲注(3)三九三頁以下参照。 一五九三頁(第三者所有物没収事件判決)。なお久岡・前(5) 最判 昭和三 七年 一 一月二八日 刑集 一 六巻 一 一号
- 出・前掲注(38)二五頁参照。なお田宮裕『刑事訴訟法入(5)) 大澤=植村・前掲注(3)九五頁以下(大澤発言)、川

う記載で足りる場合もあるとする。(有斐閣、一九五八年)一三四頁注一は、「漫然と」といになる」とする。それに対し、平野龍一『刑事訴訟法』になる」とする。それに対し、平野龍一『刑事訴訟法』を補充を要する未完結の構成要件では、具体的方法が解門』(有信堂、一九七三年)一一六頁は、「過失犯のよう門」(有信堂、一九七三年)一一六頁は、「過失犯のよう

- 一〇二―一〇三頁参照。 61) なお平野龍一『訴因と証拠』(有斐閣、一九八一年)
- 左右される」とする。は、「それぞれの事案の具体的事実関係や証拠構造によりは、「それぞれの事案の具体的事実関係や証拠構造により年度重要判例解説)一八一頁、一八二頁(二〇一三年)(62) 笹倉宏紀「判批」ジュリスト一四五三号(平成二四
- (63) 白山丸事件判決の奥野健一裁判官の補足意見参照
- その主張を明らかにすることが予定されている公判前整事項にはあたらないとする。しかし、被告人側も出席し、は原則として訴因それ自体で特定されていなければならは原則として訴因それ自体で特定されていなければなら(日本評論社、一九七四年)一二二頁、一四〇頁は、訴因(日本評論社、一九七四年)一二二頁、一四〇頁は、訴因の非定」熊谷弘ら編『公判法大系Ⅰ』

の関係で妥当ではないと思われる。

正する間接事実そのものを記載することは、予断排除とに一方的に提出されるものであるから、そこに犯行を立理手続や冒頭陳述と異なり、起訴状は検察官から裁判所

- セミナー五七九号一一〇頁参照。 (65) 井上・前掲注(35)一七九頁。中川孝博「判批」法学
- 一八三頁(二〇〇三年)。(6) 佐藤隆之「判批」ジュリスト一二四六号一八一頁
- 件)も同様の考察が可能であろう。堀江・前掲注(17)八(67) 前掲最決昭和五六年四月二五日(吉田町覚せい剤事
- (8) 堀江・前掲注(17)八―九頁、川出・前掲注(38)一四頁参照。

頁参照。

- 訟法(上)』(有斐閣、一九八七年)一四○頁。百選(第三版))九五頁、小田中聰樹『ゼミナール刑事訴国康夫「判批」別冊ジュリスト五一号(刑事訴訟法判例(9) 冒頭陳述を考慮することに批判的な見解として、時
- 巻・前掲注(21)七八頁参照。 の程度は考慮されるべきではないと思われる。なお酒(70) したがって検察官が請求する証拠の具体的な証明力
- (71) 松尾監·前掲注(9)六二八頁参照。
- (72) このことは公判前整理手続についてもいえる。椎
- 橋·前掲注(4)三〇九—三一〇頁。
- (73) 冒頭陳述の考慮を許す見解として、金築誠志「判解」

一九八五年)一〇三頁、一〇九頁。 『最高裁判所判例解説(刑事篇・昭和五六年度)』(法曹会、

- には訴因変更が必要となる。 るから、審判対象の画定に不可欠な事項としてその変動(74) かかる事項は裁判所の受動的審理に必要な事項であ
- 三七五頁。(75) 松尾・前掲注(8)一四九頁、渥美・前掲注(8)
- 第五巻)』(青林書院、二〇一三年)一五二頁。 第五巻)』(青林書院、二〇一三年)一五二頁。 特定を理由に公訴棄却すべきである(法三八八条四号)。 (最判昭和三三年一月二三日刑集一二巻一号三四頁参照)、(76) 勿論、補正の余地を一切否定するべきではないが
- ことになってしまう。 上、他の犯罪事実との識別は可能だとして、適法というた過失運転致傷罪の訴因も、被害者が特定されている以(77) 言葉の純粋な意味での識別説の下では、本文で述べ
- よいかは、疑問とする余地がある」とする。とも……全ての事案においてかかる記載で足りるとしての関与について裁判所に確信を抱かせるに足るだけのの関与について裁判所に確信を抱かせるに足るだけのけで、(実行には関与していない) 共謀共同正犯の共謀へお) 堀江・前掲注(17)八頁も、「『共謀の上』との記載だ
- (7) 最判昭和五八年一二月一三日刑集三七巻一〇号

- ない立証の余地を肯定していると読める。共謀共同正犯について、事前の謀議の日時を明らかにし一五八一頁(よど号ハイジャック事件判決)の判示は、
- 》) 最決平成一五年五月一日刑集五七巻五号五○七頁。
- 一二九頁。 (81) 東京高判平成一〇年七月一日高刑集五一巻二号
- 述べたものと解すべきである。

  | 対していると解すべきである。| 大澤=植村・名の参加も主張しており、検察官の立証構造上、実行行為の参加も主張しており、検察官の立証構造上、実行行為の参加も主張しており、検察官の立証構造上、実行行為の参加も主張しており、検察官の立証構造上、実行行為の参加も主張しており、検察官の立証構造上、実行行為を記めるが、同決定の事案では、検察官は事前の謀議への参加も主張しており、検察官は事前の謀議へを記しているようにを記しているが、対策・前掲注(3)三六○頁参照。なお平成一三年決と、対策・前掲注(3)三六○頁参照。なお平成一三年決といった。
- であるが、その検討は他日に期したい。 覚せい剤の自己使用の訴因の記載が検討を要するところ証の構造と無縁ではないと思われる。この点に関しては、(3) 但しここでも、検察官の審判対象の設定の仕方、立
- | 学新報九六巻五号三三七頁、三四二頁(一九九○年)。(84)|| 後藤・前掲注(35)四五八頁、中野目善則「判批」法
- 大きな不利益が生じなかったことから、訴因が概括的な(8)で述べたような審理が行われていたため、防御上の三頁、一一頁(一九八五年)。従来わが国では、前掲注8) 渥美東洋「訴因の特定・明示の意味」研修四四五号

ば、その徹底が求められる。機能、そして集中的審理を目指す今日の法状況に照らせ判前の防御準備の手掛かりを提供するという訴因本来の場合の速やかな証拠開示は徹底されてこなかったが、公場合の速やかな証拠開示は徹底されてこなかったが、公

- 86) 仮に謀議の日時等が検察官に判明していなくとも、のは極端に過ぎるからである。 仮に謀議の日時等の表示が要求されるという厳格な防御常に共謀の日時等の表示が要求されるという厳格な防御である。 検察官請求証拠の早期の開示を前提に公判でであろう。 検察官請求証拠の早期の開示を前提に公判でであろう。 検察官請求証拠の早期の開示を前提に公判でである。 した防御が困難だというならば、それを考慮した慎重なである。 仮に謀議の日時等が検察官に判明していなくとも、のは極端に過ぎるからである。
- 虞を指摘する見解として、関・前掲注(3)五一九頁。87) 訴因の過度な記載が却って防禦権保障機能を弱める
- 二〇一〇年)一五〇頁(辻裕教担当)。 訴訟規則等の一部を改正する規則の解説』(法曹会、義和ほか『刑事訴訟法等の一部を改正する法律及び刑事人側の防御の利益を損なうものではない」とする。落合があるときは、これを明らかにするよう求めても、被告が告人側に、公判においてすることを予定している主張終) 立法担当者は、「これらの手続が終わった後であれば、8)
- ・・・・・・こと。 田口守一『刑事訴訟の目的』(成文堂、二〇〇七年)89) 田口守一『刑事訴訟の目的』(成文堂、二〇〇七年)

- 90) 堀江・前掲注(17)一四頁及び注二六を参照
- 頁。但し、川出・前掲注(38)一八頁を参照。(91) 堀江・前掲注(17)一五頁、川出・前掲注(3)一二三
- (92) 堀江·前掲注(17)一三頁。
- 土本・前掲注(64)一二六頁参照。 方法等」の関係をいかに理解するかとも関わってこよう。(3) このことは、「罪となるべき事実」と「日時・場所・
- (94) 加藤·前掲注(3)三五三頁。
- (95) 大澤·前掲注(2)三一頁。
- (96) 堀江・前掲注(1)六○○頁も参照。
- (97) 大澤·前掲注(2)三一頁、加藤·前掲注(3)三五三頁
- (98) 堀江·前掲注(1)六○一頁。

のと解すべきだと思われる。 という裁判所の受動的審理の実現という観点に基づくも と異なる事実から有罪認定を行うことを許すべきでない、 有罪立証の成否の要となる事実について、裁判所がそれ 同判決の理論構成は、過失の具体的態様という検察官の 合とも思われない。当該事案への適用の当否は別として

- あることを前提とする。 なお本稿では、縮小認定は構成要件の変動を伴うもので 最判昭和二六年六月一五日刑集五巻七号一二七七頁。
- (二〇〇七年)。 因変更の要否」研修七〇九号三頁、九一一〇頁 八〇頁、八六頁(二〇一二年)。加藤克佳「縮小認定と訴 酒巻匡「審理・判決の対象(二)」法学教室三七六号
- えることが多いであろう。 御が尽くされていることが多いので訴因変更が不要とい なお防禦権保障の観点からも、縮小事実について防
- 103 頁(一九九〇年)。加藤・前掲注(回) 一一頁、酒巻・前掲 訴訟条件と『縮小理論』─」研修五○一号三頁、七─八 (回)八六頁は、訴追意思の打診や確認が必要だとする。 香城・前掲注(26)三〇六頁、三井誠「訴因の機能-
- 香城‧前揭注(26)三○五頁以下参照
- (3)八七頁参照。 大澤=植村・前掲注(3)八八頁、松田②・前掲注
- 毛利晴光「訴因変更の要否」平野龍一ら編 『新実例

107 罰条の変更」大阪刑事実務研究会編著『刑事公判の諸問 変更が不要といえるかは別論である。松本芳希「訴因・ 勿論、そう解した場合でも、防禦権保障の観点から訴因 刑事訴訟法Ⅱ』(青林書院、一九九八年)四七頁、五七頁 大澤=植村・前掲注(3)八八頁 (大澤発言)。香城・ (判例タイムズ社、一九九四年)四○頁、四八頁参照

- (囮) それに対し、現金の窃盗における金額や覚せい剤所 持における所持量の拡大認定の場合は議論の余地があろ 前掲注(26)三○九頁。
- 109 る。 二九日刑集六六巻四号五八九頁では付されなくなってい た「少なくとも」という文言は、最決平成二四年二月 なお平成一三年決定で(j)jjの例外要件に付されてい
- (⑪) 前掲最判昭和五八年一二月一三日 (よど号ハイ ジャック事件判決)。具体的には求釈明等によって行われ
- 111 る。池田・前掲注(31)二五九頁注一八参照。 の変更」法学教室三六四号二一頁、二四頁 (二〇一一年)。 ―二一七頁、関・前掲注(3)五三四頁、古江賴隆「訴因 大澤・前掲注(2)三二頁、 田口・前掲注(8)二一六
- 大澤・前掲注(2)三二頁
- 次元の異なる問題と考えるべき」という批判もある。田 点に関する被告人の防禦権の保障問題は、訴因制度とは 平成一三年決定のこの立場に対しては、「具体的な争

- 出・前掲注(3)一二五頁参照。要とする余地を残す理論であったのか疑問も残る。川一般的に防御上重要な利益と認めながら、訴因変更を不一般的に防御上重要な利益と認めながら、訴因変更を不知り、前掲注(3)参照。とはいえ、従来の抽象的防御説が、
- お松本・前掲注(⑯)五八頁注一○も参照。(30)一○三頁。堀江・前掲注(1)五九四頁も同旨か。な(30)一○三頁。堀江・前掲注(1)五十二二六頁、井上・前掲注
- 五八一頁。(印)小林・前掲注(3)七頁以下、高田・前掲注(3)
- |三||七頁、三||四頁(二〇一三年)。 (凹)||中村真利子「判批」法学新報一二〇巻五·六号
- も不合理ではないといい得る。 ような政策的衡量に基づく保護策だと解すれば、必ずし村・前掲注(3)九○─九一頁)、第二基準が本文で述べた要件とされたことには批判もあるが(例えば、大澤=植悪件とされたことには批判もあるが(例えば、大澤=植思) 認定事実が被告人により不利益でないことが例外の品)
- 場合に緩やかに例外を認めるのに対し、大澤=植村・前(3)三六二頁は、求釈明等の争点顕在化措置がとられたいがみられる。小林・前掲注(3)九頁、加藤・前掲注印) 例外が認められる場合の広狭については、理解の違

六一巻四号六頁がある。(20) 公判前整理手続後の訴因変更が許される場合がある(20) 公判前整理手続後の訴因変更が許される場合があるは訴因を変更するのが本筋であるとしてこれに与しない。掲注(3)九〇頁(植村発言)は、訴因として掲げた以上